

老人福祉施設指導監査項目(特養・養護・軽費)

(平成27年度改正版)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第1の1 入所者処遇の充実	(1) 施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。	特平24県条例75第5条 養平24県条例75第3条 軽平24県条例74第2条	特平11厚令46第2条 養昭41厚令19第2条 軽平20厚令107第2条		特養軽	・施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。	適口 否口	
	施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第15条第4項 養昭41厚令19第16条第4項 軽平20厚令107第17条第3項		特養軽	・施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。	適口 否口	
		特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2 □平16老発0507001号福祉サービス第三者評価事業に関する指針について	特平11厚令46第15条第6項		特養軽	・自ら処遇(サービス)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。(自己点検、サービス評価等)	適口 否口	
	(2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条 軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2 □平13老発155「身体拘束ゼロ作戦」の推進について6	特平11厚令46第15条第5項 特平12老発214第1の8(2)・第4の3(2) 養昭41厚令19第16条第5項 養平12老発307第1の8(2)・第5の3(3) 軽平20厚令107第17条第4項 軽平20老発0530002第1の8(2)・第5の4(2)	身体拘束に係る記録、ケース記録等	特養軽	・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	適口 否口	
なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	□平13老発155「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(身体拘束ゼロへの手引き) □平13老発155「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(身体拘束ゼロへの手引き)P7 特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第9条第2項第3号 養昭41厚令19第9条第2項第3号 軽平20厚令107第9条第2項第3号		特養軽	・記録に当たっては、「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、5年間保存しているか。 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹()件 有口 無口 や四肢をひも等で縛る。 ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。()件 有口 無口 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。()件 有口 無口			

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考
						チェック欄	
第1の1 入所者処 遇の充実	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	<input type="checkbox"/> 平13老発155「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(身体拘束ゼロへの手引き)P7			特養軽	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。()件 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	(3) 施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。	<input type="checkbox"/> 平13老発155「身体拘束ゼロ作戦」の推進について 2・3			特養軽	・施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> ・施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
	(4) 施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 改善計画に盛り込むべき内容 ① 施設内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続 ④ 施設の設備等の改善 ⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥ 入所者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標	<input type="checkbox"/> 平13老発155「身体拘束ゼロ作戦」の推進について 3・5			「身体拘束廃止委員会」会議録 特養軽	・施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考
						チェック欄	
第1の1 入所者処 遇の充実	(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第14条 養昭41厚令19第15条	処遇計画	特	・処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。	適口 否口
					特	・処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。	適口 否口
					特	・処遇計画の作成及びその実施はいたずらに入所者に強制していないか。	適口 否口
	イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得策定され、かつその実践に努めているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第15条第2項 養昭41厚令19第16条第2項 養平12老発307第5の2(2)・(3)		特	・個別処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。	適口 否口
					特	・処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得策定され、かつその実践に努めているか。	適口 否口
					特	・入所者が介護サービス等を利用している場合、内容について留意されているか。施設の行事及び日課等が計画に含まれているか。	適口 否口
	ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第9条第2項 養昭41厚令19第9条第2項 軽平20厚令107第9条第2項	処遇記録(サービスの状況に関する記録)	特	・入所者の処遇記録(軽費はサービスの状況に関する記録)等が整備され、その活用が図られているか。	適口 否口
					特	・ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。	適口 否口
	(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第20条 特平11老発214第4の8 養昭41厚令19第18条第2項		特	・機能低下を防止するための方策が実施されているか。 ・食堂での食事 ・トイレへの排泄誘導 ・車いすの活用	適口 否口
					特	・必要なリハビリ器具が確保されているか。	適口 否口
特					・車いす、歩行器等必要な台数が確保されているか。	適口 否口	
特					・日常生活動作の向上のために、障がいに応じた個別的な訓練等取り組みが行われているか。	適口 否口	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第1の1 入所者処 遇の充実	【続き】(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。	■平25県規則21第3条・附則の2	■平20厚令107第19条第6項		■	・入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めているか。	適□ 否□	
	(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。							
	ア 必要な栄養所要量が確保されているか。	■特平25県規則22第4条 ■養平25県規則22第3条 ■軽平25県規則21第3条・附則の2	■特平11厚令46第17条 ■養昭41厚令19第17条 ■軽平20厚令107第18条	献立表	■特養 ■軽	・必要な栄養所要量が確保されているか。 栄養所要量 平27(平26) 【50～69歳】男性 2,100(2,100)kcal、女性 1,650(1,650)kcal 【70歳～】男性 1,850(1,850)kcal、女性 1,500(1,450)kcal	適□ 否□	
	【平22[養][軽]追加】 イ 嗜好調査、残食(菜)調査等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。		■特平12老発214第1の8・第4の5 ■養平12老発307第1の8・第5の4 ■軽平20老発0530002第1の8・第5の5	嗜好調査等の記録	■特養 ■軽	・嗜好調査、残食(菜)調査等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ・献立その他食事に関する記録が整備されているか。	適□ 否□ 適□ 否□	
	ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。		■特平12老発214第4の5(1)・(2) ■養平12老発307第5の4(1)・(2) ■軽平20老発0530002第5の5(1)・(2)		■特養 ■軽	・入所者の身体状態(咀嚼能力、健康状態等)に合わせた調理内容になっているか。 ○一般食 ○刻み食 ○ミキサー食 ○栄養補給食 …等	適□ 否□	
	エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 特に、夕食時間については、午後6時以降とすることが望ましいが早くても午後5時以降となっているか。		■特平12老発214第4の5(3) ■養平12老発307第5の4(3) ■軽平20老発0530002第5の5(1)		■特養 ■軽 ■特養	・食事の時間が家庭生活に近い時間となっているか。 ・夕食時間が午後5時以降となっているか。	適□ 否□ 適□ 否□	
	オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。	□平8社援施117社会福祉施設における保存食の保存期間等について 1		保存食チェック	■特養 ■軽	・保存食は、適切な方法で保管され、すべて保存されているか。 (原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に密封して-20度以下で2週間以上保存。)	適□ 否□	
	カ 食器類の衛生管理に努めているか。	■特平25県規則22第4条 ■養平25県規則22第3条 ■軽平25県規則21第3条・附則の2	■特平11厚令46第26条第1項 ■養昭41厚令19第24条第1項 ■軽平20厚令107第26条第1項		■特養 ■軽	・食器類の材質、種類に配慮がされているか。また、衛生管理に努めているか。	適□ 否□	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第1の1 入所者処 遇の充実	キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。	<input type="checkbox"/> 平9社援施65社会福祉施設における衛生管理について(別添)Ⅱ5(4)①	特平12老発214第4の12(1)⑥ 養平12老発307第5の10(1)⑤		特養	・給食関係者の検便が毎月全員実施されているか。 (「社会福祉施設における衛生管理について」平9社援施第65号) (別添)大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)①	適口 否口	
	【平18[特]追加 平22[養]追加】 ク 入所者の自立に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われているか。		特平12老発214第4の5(1) 養平12老発307第5の4(1)		特養	・入所者を居室から食堂に移動し給食が行われているか。	適口 否口	
	【平18[特]追加 平22[養][軽]追加】 ケ 食事の業務委託が行われている場合は必要な体制が取られているか。		特平12老発214第4の5(4) 養平12老発307第5の4(4) 軽平20老発0530002第5の5(3)	契約書	特養 軽	・栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理を施設が行う等、施設長が注意を果たし得るような体制と契約内容により食事サービスの質が確保されているか。	適口 否口	
	【平18[特]追加 平22[養][軽]追加】 コ 居室関係部門と食事関係部門の連携が行われているか。		特平12老発214第4の5(5) 養平12老発307第5の4(5) 軽平20老発0530002第5の5(4)		特養 軽	・入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるため、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。	適口 否口	
	【平18[特]追加 平22[養][軽]追加】 サ 栄養食事相談が行われているか。		特平12老発214第4の5(6) 養平12老発307第5の4(6) 軽平20老発0530002第5の5(5)		特養 軽	・栄養相談の機会が与えられているか。	適口 否口	
	【平18[特]追加 平22[養]追加】 シ 食事内容の検討が行われているか。		特平12老発214第4の5(7) 養平12老発307第5の4(7)		特養	・医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない特養又は50人を超えない養護で、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が行われているか。	適口 否口	
	【平18[特]追加 平22[軽]追加】 ス 食品衛生法等関係法規に準じた衛生管理が行われているか。	<input type="checkbox"/> 食品衛生法昭22法律第233号	特平12老発214第4の12(1)① 軽平20老発0530002第5の11(1)ア		特 軽	・調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われているか。 ・食器等の消毒は適正に行われているか。	適口 否口 適口 否口	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第1の1 入所者処 遇の充実	(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第16条第2項 特平12老発214第4の4(2)	入浴の記録	特	・入所者の入浴又は清拭は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。	適口 否口	
					特	・入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。	適口 否口	
		特	・入浴に当たっての健康状態のチェックが行われているか。 (体調の悪い者、褥そうのある者等の入浴については、医師、看護師の指示を仰いで行っているか。)		適口 否口			
		特	・身体状態に応じて、適切に一般浴、特別浴の区分を行っているか。また、自力で入浴困難な者に対し適切な介助を行っているか。		適口 否口			
		軽平25県規則21第3条・附則の2	軽平20厚令107第19条第5項		軽	・2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供しているか。	適口 否口	
(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第16条第3項・第4項 特平12老発214第4の4(3)・(4)	排泄記録、トイレ誘導・おむつ交換等の記録	特	・入所者の状態に応じた排泄介助及びおむつ交換が適切に行われているか。	適口 否口		
				特	・排泄の自立についてその努力がなされているか。 (ポータブル介助やトイレ誘導等の働きかけ、夜間の排泄介助等)	適口 否口		
				特	・トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。	適口 否口		
				特	・換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。(衝立・カーテンの利用、汚物処理を速やかに行っているか)	適口 否口		
(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第26条第1項 養昭41厚令19第24条第1項	衣類・シーツ交換の記録	特	・衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 □ 被服 □ シーツ交換	適口 否口		
				特	・衣服の着替えは適切に行われているか。季節、生活サイクルに合うよう配慮がなされているか。	適口 否口		
		軽平25県規則21第3条・附則の2	軽平20厚令107第26条第1項					

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第1の1 入所者処 遇の充実	(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第21条・第26条第2項 養昭41厚令19第20条・第24条第2項 軽平20厚令107第21条・第26条第2項・附則第8条		特養 軽A	・医師及び看護職員は、入所者の健康状況に留意し、必要に応じで健康保持のための適切な措置を採っているか。	適口 否口	
					特養 軽	・感染症が発生し、蔓延しないように予防措置が適切に行われているか。	適口 否口	
	(ア) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームA型においては、年2回以上の健康診断が行われているか。 また、軽費老人ホーム(ケアハウス)においては、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	養昭41厚令19第20条 軽平20厚令107第21条・附則第8条		養 軽A	・養護老人ホーム及び軽費(A型)においては、年2回以上の健康診断が行われているか。 *「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じる。	適口 否口	
					軽 ケア	・軽費(ケアハウス)においては、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	適口 否口	
	【平18[特][養]追加 平22[軽]追加】 (イ) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように措置されているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第26条第2項 特平12老発214第4の12(2) 養昭41厚令19第24条第2項 養平12老発307第5の10(2) 軽平20厚令107第26条第2項 軽平20老発0530002第5の11(2)		特 養 軽	・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を設置し、おおむね3月に1回以上開催されているか。	適口 否口	
						・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が策定されているか。	適口 否口	
						・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修が行われているか。	適口 否口	
						・施設は入所予定者の感染症に関する事項を含めた健康状態を確認し、こうした者が入所する場合には、感染対策担当者が、介護職員(養護は支援員)等に当該感染症に関する知識、対応等について周知しているか。	適口 否口	
	【平18[特]追加】 (ウ) 褥そうが発生しないよう適切な介護、発生を予防するための体制が整備されているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第16条第5項 特平12老発214第4の4(5)		特	・褥そうのハイリスク者に対し、褥そう予防のための計画作成、実践、評価が行われているか。	適口 否口	
						・施設内褥そう予防対策の担当者が決められているか。	適口 否口	
						・医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥そう対策チームが設置されているか。	適口 否口	
						・褥そう対策のための指針が整備されているか。	適口 否口	
・介護職員等に対し、褥そう対策に関する施設内職員継続教育が実施されているか。						適口 否口		

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考
						チェック欄	
第1の1 入所者処 遇の充実	イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。 (必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽A平25県規則21附則の2	特平11厚令46第12条・第21条 養昭41厚令19第12条 軽A平20厚令107附則第6条	特 養 軽A	・施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。	適口 否口	
					・嘱託医は、必要な日数、時間が確保されているか。	適口 否口	
					・入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 看護婦→看護師 平13法153改正保健師助産師看護師法	適口 否口	
	ウ 協力病院について (ア)特別養護老人ホームにおいて、入院治療を必要とする入所者のために、1以上の協力病院を定めているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第27条 特平12老発214第4の13	特	・入院治療を必要とする入所者のために、1以上の協力病院を定めているか。	適口 否口	
	・あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	適口 否口					
【平18[養]追加 平22[軽]追加】 (イ)施設で対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため協力病院を定めているか。	養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	養昭41厚令19第25条 養平12老発307第5の11 軽平20厚令107第27条 軽平20老発0530002第5の12	養 軽	・施設から近距離にある一以上の協力病院が定められているか。 入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても定めておくことが望ましい。	適口 否口		
(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第19条1項 養昭41厚令19第18条第8項 軽平20厚令107第19条第6項	特 養 軽	・レクリエーションの実施等が適切になされているか。 □ 各種行事 □ クラブ活動 □ レクリエーション	適口 否口		
(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第18条・第19条第3項 特平12老発214第4の6・7(3)	特	・家族との連携に努めているか。	適口 否口		
				・入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。	適口 否口		
				・相談に対して適切な助言、援助が行われているか。	適口 否口		
				・入所者の身体状況の変化等について、家族への情報提供に配慮しているか。	適口 否口		
				・家族の面会が長期にわたってない場合、家族に対し、来所の働きかけを行っているか。	適口 否口		

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第1の1 入所者処 遇の充実	【続き】(9) 家族との連携に積極的に 努めているか。また、入所者や家族か らの相談に応じる体制がとられている か。相談に対して適切な助言、援助が 行われているか。	養 平25県規則22第3条 軽 平25県規則21第3条・附 則の2	養 昭41厚令19第18条 第1項・第4項 養 平12老発307第5の5 (1)・(3) 軽 平20厚令107第19条 第1項・第3項 軽 平20老発0530002 第5の6(1)・(3)		養 軽	・利用者の各種相談に応じる体制がとられているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
						・相談に対して適切な助言、援助等が行われているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
						・利用者が、個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態 となった場合、適切な介護保険サービス等を受けられるよう迅速な対 応に努めているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
(10) 苦情を受け付けるための窓口を設 置するなど苦情解決に適切に対応して いるか。	<input type="checkbox"/> 社会福祉法第82条 特 平24県条例75第6条 養 平24県条例75第4条 軽 平24県条例74第3条・附 則の2 <input type="checkbox"/> 平12社援第1352社会福 祉事業の経営者による 福祉サービスに関する苦 情解決の仕組みの指針 について	特 平11厚令46第29条 特 平12老発214第1の8 (2)・第4の15 養 昭41厚令19第27条 養 平12老発307第1の8 (2)・第5の13 軽 平20厚令107第31条 軽 平20老発0530002第 1の8(2)・第5の14	運営規 程・苦 情処理 の記録 ・掲示 板等	特 養 軽	・苦情受付の窓口を設置し、苦情解決に適切に対応しているか。 <input type="checkbox"/> 苦情解決責任者 <input type="checkbox"/> 苦情受付担当者	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
					・適切な苦情解決のために、第三者委員を設置しているか。 <input type="checkbox"/> 法人内・施設内 (名) <input type="checkbox"/> 未設置	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
					・苦情に対する措置の概要を掲示しているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
(11) 実施機関との連携が図られている か。				特 養 軽	・苦情の内容等を記録し5年間保存しているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
					・措置入所の場合、実施機関(措置市町村)との連携が図られてい るか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考
						チェック欄	
第1の1 入所者処 遇の充実	(12) 入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせていないか。	<input type="checkbox"/> 特 平25県規則22第4条 <input type="checkbox"/> 養 平25県規則22第3条 <input type="checkbox"/> 軽 平25県規則21第3条・附則の2	<input type="checkbox"/> 特 平11厚令46第16条第8項 <input type="checkbox"/> 養 昭41厚令19第19条 <input type="checkbox"/> 養 平12老発307第5の6 <input type="checkbox"/> 軽 平20厚令107第20条 <input type="checkbox"/> 軽 平20老発0530002第5の7		<input type="checkbox"/> 特 ・入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせていないか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 養 ・入所者が介護サービス等を受ける場合、適正に契約されているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否					
第1の1 入所者処 遇の充実	(13) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代行しているか。 特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに代行後はその都度本人に確認を得ているか。また、その経過を記録しているか。	<input type="checkbox"/> 特 平25県規則22第4条 <input type="checkbox"/> 養 平25県規則22第3条 <input type="checkbox"/> 軽 平25県規則21第3条・附則の2 <input type="checkbox"/> 13.7.23雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号5(4)	<input type="checkbox"/> 特 平11厚令46第19条第2項 <input type="checkbox"/> 特 平12老発214第4の7(2) <input type="checkbox"/> 養 昭41厚令19第18条第3項 <input type="checkbox"/> 養 平12老発307第5の5(2) <input type="checkbox"/> 軽 平20厚令107第19条第2項 <input type="checkbox"/> 軽 平20老発0530002第5の6(2)	預り金管理規程・預り依頼書・預り金納簿・払出受領の確認ができる書類	<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な者は、同意を得て代行しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
					<input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに代行後はその都度本人に確認を得ているか。また、その経過を記録しているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
					<input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・入所者との同意・確認を得ているか、経過が記録されているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
					<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 <預り金等について> ・入所者預り金の管理規程等が整備されているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
					<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・一律に入所者の所持金を、自己管理が可能な者についてまで施設が預り金として管理していないか。(入所者又は家族等から預り金に対する依頼書等が書面で残されているか)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
					<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・入所者の依頼により預り金を保管している場合、通帳保管者、印鑑保管者が別々に定められ、適切な設備により場所も別々になっているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
					<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・預り金の収支状況の確認が、施設長により定期的(月に1回程度)に実施されているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
					<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・預り金の収支状況を定期的(四半期に1回程度)に入所者(必要に応じて家族等)に知らせているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
<input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> 養 <input type="checkbox"/> 軽 ・預り金の払出に当たっては、複数職員の立会のもとに授受されているか。また、入所者からの受領印を取っているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否						

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考
						チェック欄	
第1の1 入所者処 遇の充実	【続き】(13) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代行しているか。 特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに代行後はその都度本人に確認を得ているか。また、その経過を記録しているか。	■平12社援施6社会福祉法人会計基準の制定について1(6)			特養 軽	・預り金が通帳等によらずみだりに現金のまま保管されていないか。	適□ 否□
					特養 軽	・入所者預り金は、法人に係る会計とは別途管理しているか。	適□ 否□
					特養 軽	<遺留金品の取り扱いについて> ・身元引受人等のない入所者については、死亡時に、措置市町村へ通報の上、市町村の指示に基づき、遺留金品の引き渡しが適切に行われているか。	適□ 否□
					特養 軽	・遺留金品の確認は、複数職員の立会により実施されているか。	適□ 否□
	(14) 特別養護老人ホームの入所者について病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3月以内の退院が明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当該特別養護老人ホームに入所できるようにしているか。	■平25県規則22第4条	特平11厚令46第22条 特平12老発214第4の10		特	・特別養護老人ホームの入所者について病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3月以内の退院が明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当該特別養護老人ホームに入所できるようにしているか。	適□ 否□
	【平18[養]追加 平22[軽]追加】 (15) 入所者の生活を施設内で完結させることのないよう、外出の機会を与えているか。	■養平25県規則22第3条 ■軽平25県規則21第3条・附則の2	■養昭41厚令19第18条第5項 ■養平12老発307第5の5(4) ■軽平20厚令107第19条第4項 ■軽平20老発0530002第5の6(4)		養 軽	・入所者の希望や心身の状況を踏まえ、買物や外出、図書館等の公共施設の利用、友人宅への訪問、散歩等多用な外出の機会を与えているか。	適□ 否□
第1の2 入所者の 生活環境 等の確保	施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 イ 居室等の設備及び運営基準にあった構造になっているか。また、障がいに応じた配慮がなされているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。	■特平24県条例75第6条 ■特平25県規則22第4条 ■養平24県条例75第4条 ■養平25県規則22第3条 ■軽平24県条例74第3条・附則の2 ■軽平25県規則21第3条・附則の2	■特平11厚令46第3条・第4条・第11条・第35条等 ■特平12老発214第1の2・3・第2 ■養昭41厚令19第3条・第4条・第10条・第11条 ■養平12老発307第1の2・3・第2 ■軽平20厚令107第3条・第4条・第10条 ■軽平20老発0530002第1の2・3・第2		特養 軽	・入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。	適□ 否□
					特養 軽	・居室等の設備及び運営基準にあった構造になっているか。また、障がいに応じた配慮がなされているか。	適□ 否□
					特養 軽	・居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切にされているか。	適□ 否□
					特養 軽	・各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。	適□ 否□
					特 軽	・各居室、便所等必要な場所にナースコールが設置されているか。	適□ 否□

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目	チェック欄	備 考
第1の3 自立、自活等への支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。	特平24県条例75第5条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第3条・第4条 養平25県規則22第3条 軽平24県条例74第2条・第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第2条・第16条 養昭41厚令19第2条・第16条 軽平20厚令107第2条・第17条		特養 ・入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。 □ 残存機能の維持向上を図っているか。 (入浴、排泄、離床、着替え、整容、食事・・・の自立) 軽 心身の状況や希望に応じたサービスの提供が行われているか。	適□ 否□	
第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 1 施設の運営管理体制の確立	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。	特平24県条例75第5条 養平24県条例75第3条 軽平24県条例74第2条	特平11厚令46第2条第1項 養昭41厚令19第2条第3項 軽平20厚令107第2条第3項		特養 軽		
	(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条	特平11厚令46第11条第4項第1号・第25条 養昭41厚令19第10条・第11条第4項第1号・第13条 養平12老発第214号第2の1(13)②③ 軽平20厚令107第10条第4項・第5項・第25条		特養 軽 ・入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (特) □ 居室の定員 4人以下 □ 1人当たりの床面積 10.65㎡以上 H12.4.1に存する建物は収納設備等を除き4.95㎡以上 (養) □ 居室の定員 原則として2人以下 □ 1人当たりの床面積 3.3㎡以上(有効面積) (H18.3改正 10.65㎡以上(収納設備込)) (軽A) □ 居室の定員 原則として個室、 □ 1人当たりの有効面積 6.6㎡以上 (軽ケア) □ 居室の定員 原則として個室、入居者へのサービス提供上必要な場合は2人定員可 □ 1人当たりの床面積 21.6㎡以上 (有効面積14.85㎡以上) □ 2人部屋の床面積は31.9㎡以上	適□ 否□	
	(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 運営規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第7条 特平12老発214第1の6 養昭41厚令19第7条 養平12老発307第1の6 軽平20厚令107第7条 軽平20老発0530002第1の6		特養 軽 ・必要な諸規程が整備されているか。実態と乖離していないか。 □ 運営規程 □ 就業規則 □ 給与規程 □ 経理規程 管理規程→運営規程 [養護]平18厚令57改正 [軽費]平20厚令107制定	適□ 否□	
	(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条 軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第9条 特平12老発214第1の8 養昭41厚令19第9条 養平12老発307第1の8 軽平20厚令107第9条 軽平20老発0530002第1の8		特養 軽 ・施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 □ 事業日誌、沿革に関する記録、職員の勤務・給与状況、諸規程、事業計画、事業実施状況表 等 □ 入所者名簿、入所者台帳、処遇日誌(軽費はサービスの提供に関する記録)、献立に関するもの、健康管理に関するもの □ 予算・決算書類、出納簿、債権債務、物品受払、収入支出、資産に関するもの、証拠書類	適□ 否□	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目	チェック欄	備 考
第2 社会福祉 施設運営 の適正実 施の確保 1 施設の運 営管理体 制の確立	(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条 軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第12条 特平12老発214第3 養昭41厚令19第12条 養平12老発307第3 軽平20厚令107第11条・附則第6条 軽平20老発0530002第3		特 [特別養護老人ホーム] ・直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 介護職員及び看護職員 3:1以上 <input type="checkbox"/> 施設長 1(常勤) <input type="checkbox"/> 医師 健康管理及び療養上の指導を行うための必要数 <input type="checkbox"/> 生活相談員 100又は床数を増すごとに1以上(常勤) <input type="checkbox"/> 看護職員 ～30以下 1以上 31以上50以下 2以上 51以上130以下 3以上 131以上 3に、入所者130を超えて50又は床数を増すごとに1以上 1以上は、常勤であること。 <input type="checkbox"/> 栄養士 1以上 (入所定員が40人を超えない施設で、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営をすることができる場合は、置かないことができる。) <input type="checkbox"/> 機能訓練指導員 1以上 (日常生活やレク、行事等を通じて行う機能訓練指導は、施設的生活相談員又は介護職員が兼務可)	適口 否口	
					養 [養護老人ホーム] ・生活相談員、支援員、看護職員等は配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 施設長 (人) <input type="checkbox"/> 医師 (人) <input type="checkbox"/> 生活相談員 (人) <input type="checkbox"/> 支援員 (人) <input type="checkbox"/> 看護職員 (人) <input type="checkbox"/> 栄養士 (人) ※A <input type="checkbox"/> 調理員 (人) ※A ※A 併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設(入所定員が50人未満の施設に限る。)にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	適口 否口	
					軽 [軽費老人ホーム] ・介護職員、看護職員等は配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 施設長 (人) <input type="checkbox"/> 生活相談員 (人) <input type="checkbox"/> 介護職員 (人) <input type="checkbox"/> 看護職員[A型のみ] (人) <input type="checkbox"/> 栄養士 (人) ※B <input type="checkbox"/> 事務員 (人) ※B <input type="checkbox"/> 医師[A型のみ] (人) <input type="checkbox"/> 調理員 (人) ※B ※B 入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあっては栄養士を、入所定員が60人以下又は他の社会福祉施設等を併設する施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあっては事務員を、調理業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。	適口 否口	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第2の1 施設の運営管理体制の確立	(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	特 平24県条例75第6条 特 平25県規則22第4条 養 平24県条例75第4条 養 平25県規則22第3条 軽 平24県条例74第3条・附則の2 軽 平25県規則21第3条・附則の2	特 平11厚令46第6条 特 平12老発214第1の5 養 昭41厚令19第6条 養 平12老発307第1の5 軽 平20厚令107第6条 軽 平20老発0530002第1の5		特 養 軽	・施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 ※〔特養〕生活相談員、介護職員及び看護職員の兼務は、機能訓練指導員、介護支援専門員並びに併設短期入所における同職を除き、原則として適用すべきでない。 ※〔養護〕生活相談員、支援員及び看護職員の兼務は、原則として適用すべきでない。 ※〔軽費〕生活相談員、介護職員の兼務は、原則として適用すべきでない。	適口 否口	
	(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。	特 平25県規則22第4条 養 平25県規則22第3条	特 平11厚令46第5条第1項・第23条 特 平12老発214第1の4(1) 養 昭41厚令19第5条第1項・第21条 養 平12老発307第1の4 軽 平20厚令107第5条第1項・第22条 軽 平20老発0530002第1の4		特 養 軽	・施設長の資格要件は満たされているか。 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項該当 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業に2年以上従事した者 <input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力を有すると認められる者	適口 否口	
	イ 施設長は専任者が確保されているか。 ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	軽 平25県規則21第3条・附則の2	軽 平20厚令107第5条第1項・第22条 軽 平20老発0530002第1の4		特 養 軽	・施設長は専任者が確保されているか。 ・施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 <input type="checkbox"/> 同一敷地内・併設施設 <input type="checkbox"/> 兼務により入所者処遇に支障をきたしていないか	適口 否口	
	(7) 生活相談員の資格要件は満たされているか。	特 平25県規則22第4条 養 平25県規則22第3条 軽 平25県規則21第3条・附則の2	特 平11厚令46第5条第2項 特 平12老発214第1の4(1) 養 昭41厚令19第5条第2項 養 平12老発307第1の4 軽 平20厚令107第5条第2項 軽 平20老発0530002第1の4		特 養 軽	・生活相談員の資格要件は満たされているか。 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項該当 <input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力を有すると認められる者	適口 否口	
	(8) 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件は満たされているか。	特 平25県規則22第4条	特 平11厚令46第5条第3項 特 平12老発214第1の4(2)		特	・特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件は満たされているか。 <input type="checkbox"/> 理学療法士 (PT) <input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 作業療法士 (OT) <input type="checkbox"/> 柔道整復師 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 <input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師	適口 否口	
(9) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	特 養 軽 (職員の配置基準)				特 養 軽	・育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	適口 否口	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第2の1 施設の運 営管理体制の確立	(10) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条 軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第3条・第4条・第11条 特平12老発214第1の2・3・第2 養昭41厚令19第3条・第4条・第10条・第11条 養平12老発307第1の2・3・第2 軽平20厚令107第3条・第4条・第10条 軽平20老発0530002第1の2・3・第2	特養軽	・施設設備の改修等により最低基準に抵触していないか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
					・施設設備の維持管理が不適切ではないか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
					・増築、用途変更の届出がなされているか。 (廊下幅・中廊下幅に留意)	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
	【平18[養]追加 平22[軽]追加】 (11) 運営費の運用は適正に行われているか。 ア 運営費について弾力的に運用されている場合、認められる要件は満たされているか。	<input type="checkbox"/> 平16老発第0312001号社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について1 <input type="checkbox"/> 平17.9.1第200500062408号社会福祉法人が経営する軽費老人ホームにおける運営費の運用及び指導について(県長寿社会課長通知)			養軽	・以下の3つを全て満たしているか。 <input type="checkbox"/> 適正な法人運営が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されているか。 <input type="checkbox"/> 苦情解決の適切な実施又は第三者評価の受審・公表がされているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
	【平18[養]追加 平22[軽]追加】 イ 各積立金の目的外使用については手続が適切か。	<input type="checkbox"/> 平16老発第0312001号3(2) <input type="checkbox"/> 平17第200500062408号県通知			養軽	・理事会において使用目的、取崩す金額、時期等を審査の上承認されているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
【平18[養]追加 平22[軽]追加】 ウ 前期末支払資金残高の取扱いは適切か。	<input type="checkbox"/> 平16老発第0312001号4 <input type="checkbox"/> 平17第200500062408号県通知			養軽	・理事会の承認を得た上で補填する経費の種類及び限度額は守られているか。 ・期末支払資金残高は、当該年度の運営費収入の30%以下となっているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
【平18[養]追加 平22[軽]追加】 エ 運営費の管理・運用方法は適切か。	<input type="checkbox"/> 平16老発第0312001号5 <input type="checkbox"/> 平17第200500062408号県通知			養軽	・運営費の管理・運用は、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行われているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
				養軽	・運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借は、やむを得ない場合に限り当該年度内に限り行われているか。	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考			
						チェック欄				
第2の1 施設の運営管理体制の確立	【続き】エ 運営費の管理・運用方法は適切か。	<input type="checkbox"/> 平12老発188特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について 第2の2、第2の3の(1)			特	<ul style="list-style-type: none"> ・特養に帰属する収入を次の経費に充てていないか。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同法人が行う収益事業に要する経費 <input type="checkbox"/> 法人外への資金流出(含:貸付)に属する経費 <input type="checkbox"/> 実質的な剰余金の配当と認められる経費(例:高額な役員報酬) ・他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れている場合、当該施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内か。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 平12老発188特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について 第2の3の(2)・(3)				<ul style="list-style-type: none"> ・予算額と決算見込額に著しい差異、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、あらかじめ予算を補正しているか。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/> 平12社援施6社会福祉法人会計基準の制定について 1(5)				特 養 軽	<ul style="list-style-type: none"> <寄付金について> ・寄付金は、寄付目的により経理区分を帰属し、当該経理区分の寄付金収入とすること。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
							<ul style="list-style-type: none"> ・寄付申込書、寄付金収入明細書を作成し、適切に管理すること。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/> 平12社援施7社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて 1(4)				特 養 軽	<ul style="list-style-type: none"> <入札契約関係について> ・価格による随意契約は、2社以上の見積を徴し比較し、客観的に判断すること。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
							<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な取引を随意契約で行う場合、その契約期間中に必要に応じ価格調査等を行うなど適正な契約の維持に努めること。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/> 平13老発274社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について				会計書類、給与台帳、物品購入等	特 養 軽	<ul style="list-style-type: none"> <施設運営関係> ・いわゆる二重帳簿を作成し、証憑書類の改ざんなどにより運営費の不正使用などがないか。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員給与と給与台帳との突合 <input type="checkbox"/> 購入物品との突合 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
							特 養 軽	<ul style="list-style-type: none"> ・会計責任者と出納職員が任命され、内部牽制を図っているか。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
							特 養 軽	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の幹部職員給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額になっていないか。 	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考		
						チェック欄			
第2の1 施設の運営管理体制の確立	【続き】エ 運営費の管理・運用方法は適切か。	☑平24県条例74第3条・附則の2	☑平20厚令107第12条 ☑平20老発0530002第4の1		軽	・施設長は、利用者の入所時に施設の利用に関する権利・義務、利用料等、必要な事項について契約書を交わしているか。	適□ 否□		
		☑平21.3.17第200800190038号鳥取県軽費老人ホーム利用料等取扱基準第5の1(4)			軽	・一定期間未済で退所した場合、一括で支払われた管理費等を均等払いで返還しているか。	適□ 否□		
		□12.2.17社援施第6号前文 12.12.1社援2618号、老発794号(別紙2) 定款準則20条				特養軽	・経理規程に従って会計処理が行われているか。	適□ 否□	
		□23.7.27老発0727第1号会計基準第1章2				特養軽	・人件費の支出については、給与規程等の根拠に基づき支出しているか。	適□ 否□	
		□23.7.27老発0727第1号会計基準第2章8				特養軽	・事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて配分しているか。	適□ 否□	
		□23.7.27老発0727第1号会計基準第3章2				特養軽	・会計処理は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて適切に行われているか。	適□ 否□	
		□16.3.12老発第0312001号3 ☑平17第200500062408号 県通知				養軽	・人件費、管理費、事業費は適正に支出されているか。	適□ 否□	
	(12) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。	☑平25県規則22第4条	☑平24県条例75第4条 ☑平25県規則22第3条	☑平11厚令46第30条 ☑平12老発214第4の16		特養 軽	・地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。	適□ 否□	
				☑平25県規則21第3条・附則の2	☑昭41厚令19第28条 ☑平12老発307第5の14 ☑平20厚令107第32条 ☑平20老発0530002第5の15		特養 軽	・介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。	適□ 否□

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第2の2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。	労働基準法等			特 養 軽	・労働基準法第24条、第36条、第41条等に基づき、適切に協定を締結あるいは届出等を行っているか。 <input type="checkbox"/> 法定外控除(労基第24条) <input type="checkbox"/> 時間外・休日労働(労基第36条) <input type="checkbox"/> 宿日直等許可(労基41条3号又は施行規則第23条)	適口 否口	
	イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生規則第44条、第45条 <input type="checkbox"/> 平25基発0618第1号職場における腰痛予防対策の推進について	特平12老発214第4の11(5) 養平12老発307第5の7(2) 軽平20老発0530002第5の8(2)		特 養 軽	・職員の健康診断は、1年に一回定期に行っているか。	適口 否口	
						・夜間業務に従事する職員(介護職員等)の場合には、6か月に一回定期に行っているか。	適口 否口	
					・介護、看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員については、採用時及びその後6月以内ごとに1回、定期的に腰痛に係る健康診断を実施しているか。	適口 否口		
第2の2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第24条第1項 特平12老発214第3の1・第4の11 養昭41厚令19第23条第1項 養平12老発307第3の1・第5の9 軽平20厚令107第24条第1項 軽平20老発0530002第3の1・第5の10		特 養 軽	・月ごとに勤務表を作成しているか。 ・職員の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員(養護は支援員)・看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適口 否口	
	(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第24条第3項 養昭41厚令19第23条第3項 軽平20厚令107第24条第3項		特 養 軽	・職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	適口 否口	
	(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。					・職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 <input type="checkbox"/> 職員の計画的採用(退職の状況) <input type="checkbox"/> 雇用条件の明示等、採用の適正化 <input type="checkbox"/> 労働条件の改善(定着促進・離職防止) <input type="checkbox"/> 病休育休等の代替職員の確保	適口 否口	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
第2の3 防災対策 の充実強 化	防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 昭平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第8条 特平12老発214第1の7 養昭41厚令19第8条 養平12老発307第1の7 昭平20厚令107第8条 軽平20老発0530002第1の7		特養軽	・消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。	適□ 否□	
	イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。	消防法第8条 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第1項 昭48社施59社会福祉施設における火災防止対策の強化について			特 養 軽	・非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。職員への定期的な周知は行われているか。 ・非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。消防団や地域住民との連携、消火・避難等に協力してもらえる体制があるか。 ・非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策がなされているか。	適□ 否□ 適□ 否□ 適□ 否□	
第2の3 防災対策 の充実強 化	ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。	消防法第8条 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第1項 昭48社施59社会福祉施設における火災防止対策の強化について 昭62社施107社会福祉施設における防火安全対策の強化について	特平12老発214第2の1(2) 養平12老発307第2の2(2) 軽平20老発0530002第2の1(2)		特養軽	・消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施されているか。(年2回以上)	適□ 否□	
					特	うち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。	適□ 否□	
					特養軽	・増築等に伴う消防計画の見直し及び所轄消防署への届出がされているか。	適□ 否□	
					特養軽	・入所者の身体的、精神的特性にかんがみ日常生活における又は火災時の火災に係る安全性が確保されているか。	適□ 否□	
					特養軽	・施設長及び防火管理者は、当該養護老人ホームの建物に燃焼性に対する知識を有し、職員に対して予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めているか。	適□ 否□	
				特養軽	・避難訓練等は当該施設の燃焼性を十分に勘案しているか。	適□ 否□		

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考	
						チェック欄		
	エ 特別養護老人ホームについては、夜勤者とは別に管理宿直者が配置されているか。	<input type="checkbox"/> 昭62社施107号5(1)イ <input type="checkbox"/> 昭49社施160号)	特平12老発214第4の11(2)		特	・特別養護老人ホームについては、夜勤者とは別に管理宿直者が配置されているか。(介護老人福祉施設である特別養護老人ホームであって、基準を上回る夜勤職員を配置し、かつ当該夜勤職員のうち1以上の者を夜間における防火管理の担当者として指名している時間帯については、管理宿直者の配置は不要。)	適口 否口	
	オ 特養の夜勤体制は、基準どおり配置されているか。(基準に満たない場合、介護保険の減算)	特・介平12厚告29			特	・入居者、利用者(併設ショート含む)／夜勤者 1人～25人まで／1人 81人～100人まで／4人 26 ～60 / 2人 101 ～125 / 5人 61 ～80 / 3人 126 ～150 / 6人	適口 否口	
	【平18[特]追加 平22[養][軽]追加】 カ 非常災害に際して具体的計画の策定、関係機関への通報、連携体制が整備されているか。	<input type="checkbox"/> 消防法施行規則第3条 <input type="checkbox"/> 昭62社施107社会福祉施設における防火安全対策の強化について	特平12老発214第1の7(1)・(3) 養平12老発307第1の(1)・(3)・(4) 軽平20老発0530002第1の7(1)・(3)	消 防 計 画 等	特 養 軽	・災害時に、消防機関へ速やかに通報する体制、消防団や地域住民との連携が図られているか。消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画が策定されているか。	適口 否口	
	【平19[特][養][軽]追加】 キ 耐震対策は適切に行われているか。	<input type="checkbox"/> 「地震防災対策の検証結果に基づく行動の計画」鳥取県防災局作成			特 養 軽	・家具類の転倒防止のための対策(金具等による固定、敷板等)を行っているか。 ・家具の上等に落下して危険な物を置いていないか。やむを得ず置いている場合は落下防止のための対策(バンド、枠等による固定等)を行っているか。	適口 否口 適口 否口	
第2の4 秘密保持	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第28条 特平12老発214第4の14 養昭41厚令19第26条 養平12老発307第5の12 軽平20厚令107第29条 軽平20老発0530002第5の13		特 養 軽	・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	適口 否口 適口 否口	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基 準 省 令 等	確 認 書 類	監 査 項 目		備 考
						チェック欄	
第2の5 事故発生 時の対応	事故発生時の対応を適切に行っているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条	特平11厚令46第31条 特平11老発214第4の17	特 養 軽	・入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村(特、養)、都道府県(軽)、入所者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じているか。	適□ 否□	
	ア 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じているか。	養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条	養昭41厚令19第29条 養平12老発307第5の15		・事故が発生した場合の事故の状況等を記録しているか。	適□ 否□	
	イ 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	特平24県条例74第3条・附則の2 特平25県規則21第3条・附則の2	軽平20厚令107第33条 軽平20老発0530002第5の16		・入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適□ 否□	
	ウ 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。				・事故発生防止のための指針が整備されているか。	適□ 否□	
					・事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底が行われているか。	適□ 否□	
					・事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適□ 否□	
					特 軽 ・事故発生の防止のための委員会を設置し、定期的を開催しているか。	適□ 否□	
					・事故発生の防止のための職員に対する研修が行われているか。	適□ 否□	